

諮問日：令和2年12月22日（令和2年度（個）諮問第3号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（個）答申第2号）

件名：奈良地方裁判所に対して申出人が申し出た裁判所法第82条に基づく不服の処理状況が分かる文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日付け苦情申出人が申し出た裁判所法82条に基づく不服に対する処理状況が分かる文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、特定年月日付け「裁判所法第82条に基づく不服申出書」及びその供覧票（以下、併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が令和2年11月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所法82条に基づく不服申出により、奈良地方裁判所に対し同法80条3号に基づく監督権の行使を求めているが、令和2年11月20日付け開示通知書により同裁判所が開示したのは供覧と題する文書のみである。

不服に対する処理について決裁された文書が開示されておらず不当である。速やかな是正処置を求む。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所法82条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているが、ほかに当該不服に関する規定はなく、同法82条は裁判所に不服の申立てに対する応答義務を課しているものとは解されない。このような解釈に基づき、同条に係る事務が遂行されていることを踏まえれば、不服の申立てを受けた裁判所としては、その対応を検討するに当たり、適宜の方法で事実関係を確認して監督権の発動の要否を検討すれば足りるものである。

奈良地方裁判所は、苦情申出人が提出した裁判所法82条に基づく不服申出書に関し、監督権の発動をしないことについて口頭での決裁を経て、当該申出書の供覧を受ける手続を採ったものであり、この供覧票のほか、不服に対する処理について決裁された文書は作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和2年12月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和3年3月19日 | 審議 |
| ④ | 同年5月14日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 裁判所法82条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているが、同法82条の字義に照らせば、申し立てられた不服が監督権の発動を促す趣旨であることがうかがうことができ、ほかに当該不服に関する規定は見当たらないことからすれば、同条は裁判所に不服の申立てに対する応答義務を課しているものとは解されない。

裁判所法82条に係る事務がこのような解釈に基づき遂行されていることを

踏まえれば、苦情申出人が提出した同条に基づく不服申出書に関し、奈良地方裁判所では、監督権の発動をしないことについて口頭での決裁を経て、当該申出書の供覧を受ける手続を採ったため、供覧票のほか、当該不服に対する処理について決裁された文書を作成していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、奈良地方裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、奈良地方裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、奈良地方裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子